

後発医薬品および一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名（商品名）を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした「一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）」を行う場合があります。

一般名処方を行うことで、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品の中から選択できるため、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら、当院職員までお気軽にご相談ください。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

これにより、供給不足のお薬がある場合でも、有効成分が同じ複数のお薬の中から選択でき、患者さんに必要なお薬を提供しやすくなります。